| | | |
|---|---|---|
| 会計基準第81第３項による振替額 | 0 | |
| 合　　計 | 856,603,026 | |

⑶　運営費交付金債務残高の明細　（単位：円）

| 交付年度 | 運営費交付金債務残高 | | 残高の発生理由及び収益化等の計画 |
|---|---|---|---|
| 平成25年度 | 業務達成基準を採用した業務に係る分 | 0 | —（業務達成基準を採用した業務は無い） |
| | 期間進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | —（期間進行基準を採用した業務は無い） |
| | 費用進行基準を採用した業務に係る分 | 26,584,974 | ①費用進行基準を採用した業務：全ての業務<br>②運営費交付金債務残高の発生理由は、主に研究所で確保した自己都合退職手当の残高及び入札差額が生じたことによる経費の減によるものであり、⑴国や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の実施、⑵平成26年度の自己都合退職者の退職手当、⑶施設の修繕費用に充てるものとする。<br>③翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 |
| | 計 | 26,584,974 | |

**運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細**

①　施設費の明細　（単位：円）

| 区　　分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 建設仮勘定見返施設費 | 資本剰余金 | その他 | |
| 外灯改修 | 21,010,950 | 0 | 21,010,950 | 0 | |
| 計 | 21,010,950 | 0 | 21,010,950 | 0 | |

**役員及び職員の給与の明細**

（単位：千円）

| 区　　分 | 報酬又は給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役　　員 | 千円<br>(408)<br>27,650 | 名<br>(2)<br>2 | 千円<br>(—)<br>0 | 名<br>(—)<br>0 |
| 職　　員 | 千円<br>(49,065)<br>444,498 | 名<br>(23)<br>62 | 千円<br>(—)<br>22,869 | 名<br>(—)<br>3 |
| 合　　計 | 千円<br>(49,473)<br>472,148 | 名<br>(25)<br>64 | 千円<br>(—)<br>22,869 | 名<br>(—)<br>3 |

（注記事項）

**１．役員給与の支給基準の概要**

⑴　役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

⑵　俸給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月17日に支給する。

特別手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　常勤役員の平成25年３月末現在の俸給月額は、理事長912,000円、理事776,000円であるが、国家公務員の給与改定及び臨時特例等に関する法律に準拠し、支給額は理事長822,898円、理事700,185円。なお、本措置は平成26年３月31日まで実施した。

⑷　非常勤役員の役員手当の月額は、17,000円。

**２．職員給与の支給基準の概要**

⑴　職員の給与は、基本給（俸給及び扶養手当）及び諸手当（管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

⑵　俸給、扶養手当、管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。

期末手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

勤勉手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　職員の受ける俸給は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に勤務する職員の勤務時間・休暇等に関する規程に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例に準拠し俸給表において定める級及び号俸により決定する。なお、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠した措置を平成26年３月31日まで実施した。

**３．退職手当の支給基準の概要**

役職員の退職手当については、本研究所役員及び職員退職手当規程に基づき支給している。なお、平成25年１月から、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成24年８月７日閣議決定）に準拠した措置を実施している。

**４．中期計画においては、法定福利費等を含めて予算上の人件費としているが、上記明細には法定福利費等は含まれていない。**

**５．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員（１人未満四捨五入）である。**

**６．非常勤の役員及び職員に係わるものは、上段括弧書外数で記載している。**

**重要な債務負担行為の明細**　該当なし。